主 文 本件上告はいずれもこれを棄却する。

本件上告の趣意は末尾に添附してある弁護人上村進作成名義の上告趣意同出塚助衛作成名義の上告趣意書と各題する書面記載の通りでおる。これに対する当裁判所の判断は次の通りである。

弁護人上村進上告趣意書第一点に対する判断

労働組合法第一條には

本法ハ団結権ノ保障及団体交渉権ノ保護助成二依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ経済ノ興隆ニ寄與スルコトヲ目的トス

刑法第三十五條ノ規定ハ労働組合ノ団体交渉其ノ他ノ行爲ニシテ前項ニ掲グル目的ヲ達成スル爲爲シタル正当ナルモノニ付適用アルモノトス

原判決の確定した事実は

第一、 罷業決行派に属する被告人Eは

右罷業反対派の操業を不能ならしめるため同年十月二十三日頃及び同年十一月二日の二回にわたり前記会社の意に反して同支所本館西南方約五十米の地上に設置してある変圧器(五十キロワット二個)取付のトランスフューズ三個の内一個を取外して合計約八日間会社への電気の供給を遮断してその使用を不能ならしめ以て威力を用いて前記会社の予防医薬製造の業務を妨害し

第二、同じく罷業決行派に属する被告人下、同G、同H、同I、同J及び同Kは同年十一月六日午後二時半頃罷業反対派の者約三十名が同支所培地室において硝子器の綿栓、洗滌の作業に従事していることを知るや前記争議目的達成の爲にはこれを制止し作業場外に退去せしめる外はないと考え、直ちに他の罷業決行派の者二十数名と共に右培地室に赴き作業中の罷業反対派の者に作業の中止を勧告し、室外へ退去を求めたがこれに應じようとしないので、共同して矢庭に作業中の罷業反対派のL、M等を抱上げて室外に押出し又は押倒す等の暴行を加えて同人等の前記作業の継続を不能ならしめ、以て威力を用いて同人等の右会社業務の執行を妨害した。

というのであるから被告人等の右判示行為は社会通念上争議行為の正当なる範囲

を逸脱したものと認めるのが相当である。従つて原判決が被告人等に対し原判示法條を適用処断したのは正当である。 論旨は被告人等の行為は争議かストライキという形態で行われる場合には通常起り得るところのもので多少の行き過ぎか争議の或労働者の行動にあつたとしてもこれを罪としないというのが労働組合法第一の政労働者の行動にあると主張するが同法はむしろ団結権、団体交渉権、という第二項の趣旨であると主張するが同法はむしることをしてもかまれた場合をはいることをしてものに対する戒告でもあるが一ともいうべきものである、原判決には労働組合法を知るに対する戒告でもあるが一ともいうべきものである、原判決には労働組合法を知るに対する元とが延れた労働権を無親したとか謂う違法はを限したとか延いて憲法上認められた労働権を無親したとか謂う違法はを限したとか延いのは勿論である、なお争議行為としてもその違法性を阻とはならないと信じて行ったとしてもそれは法律の錯誤で犯意を阻却しない論旨は地がない。

同趣旨書第二点及び第三点に対する判断

論旨は労働争議と争議行為とを区別して右労働組合法第一條第二項は前者に適用あり後者に適用がない蓋し争議行為が正当な場合には刑法第三十五條を適用するまでもなく正当であるから之れに同條を適用するは意味がない即ち正当なる労働争議中に爲された争議行為は本来違法でも刑法第三十五條の適用によつて正当性を取得し罪とならない趣旨である而して同組合法第一第一項の労働者の地位の向上を図る爲になされた労働争議は正当な労働争議であるというのであるが、労働関係調整法第六條には労働争議の定義として

この法律において労働争議とは労働関係の当事者間において、労働関係に関する 主張が一致しないで、そのために争議行為が発生している状態又は発生する虞があ る状態をいう、

とあり労働争議は一つの状態をいうので行為を意味するのでないからこれに行為 の違法性阻却に関する刑法第三十五條の適用があるというのは首肯し難いところで あるのみならず所論正当なる労働争議とは正当なる目的を以てなされた争議をいう のであるから所論は帰するところ目的は手段を正当化するという主張となりあたか も右組合法第一條第二項の警告するところのものである、同條項は目的の正当性と共に手段の正当性をも要求しておるものであることは論旨第一点に対する判断にお いて説示した通りである、更に附言すれば正当な争議行為は刑法第三十五條を適用するまでもなく正当性を有するからこれに同法條を適用するというのは無意味であ 労働組合法第一條第二項は労働争議が正当であればすべての争議行爲に正当性 を具有させる意味であるという所論は一應尤ものようであるが争議行爲は元來業務 の正常な運営を阻害させる性質のものであるからあらゆる争議行爲は違法であると 主張する者があると同時に反対に同法第一項の目的を以てなされる争議行為はすべ て正当であると主張する者があるので同法第二項は第一項の目的達成のためなした 争議行為で正当なものである限りにおいて刑法第三十五條を適用する旨現定したのである、つまり反動的な考え方や行き過ぎの考え方に対する一大警鐘なのである。 故に労働関係調整法第七條の争議行為がその手段方法において正当性の範囲を逸脱 すれば仮令その目的は正当であるとせられても違法たるを免れないのである。かく 解しても憲法に與えられた労働者の争議権を侵害する結果とはならぬ論旨は理由が ない。

弁護人出塚助衛上告趣意書に対する判断

囲に行つてもよいと考えてしたとしてもそれは法律の錯誤である、なお記録を調査しても原審の審理に不盡の廉がない、而して被告人Eかトランスヒユーズを取り外して会社への電氣の供給を遮断しその使用を不能ならしめた行為は電気事業法第三十三條第一項の「其ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタ」と謂うに該当するから同法に問擬せられるのは止むを得ない。

要するに原審判決には所論のような労働組合法を無視して違法の判断をしたとか審理を盡さないとか電気事業法の解釈を誤つたとか謂う違法はない、論旨はいずれも理由がない。

以上説明した理由によつて本件上告はいずれも理由なきものとして刑事訴訟法第四百四十六條の規定によつて主文の如く判決する。

(裁判長判事 吉田常次郎 判事 保持道信 判事 細谷啓次郎)